

(年度末は申請が集中するため、通常よりお時間をいただく場合があります。申請は治療終了後、お早めに行ってください)

様式第1-2号(別紙)

大阪府不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書(別紙)

関係書類を添えて、下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。

- ・本申請書(別紙)の記載事項に相違ありません。

夫氏名

妻氏名

注) 太枠の中をご記入ください。

婚姻種別		法律婚・事実婚	※左記のいずれかに○を付けること。	
		(ふりがな) 氏名	生年月日	出生等の別
特定不妊治療助成を受けた後に 出産した子等の氏名等	第一子 氏名	()	昭和 平成 令和 年 月 日生	出生 <input type="checkbox"/> 不妊治療によるもの (特定・一般) <input type="checkbox"/> 自然妊娠によるもの (同居・別居) 死産
	第二子 氏名	()	昭和 平成 令和 年 月 日生	出生 <input type="checkbox"/> 不妊治療によるもの (特定・一般) <input type="checkbox"/> 自然妊娠によるもの (同居・別居) 死産
	第三子 氏名	()	昭和 平成 令和 年 月 日生	出生 <input type="checkbox"/> 不妊治療によるもの (特定・一般) <input type="checkbox"/> 自然妊娠によるもの (同居・別居) 死産
1. 上記には特定不妊治療を受けた後に出生した子及び妊娠12週以降に死産に至った子について記載すること。(死産の場合、子の氏名は記載省略可) 2. 「出生等の別」欄には「出生・死産」の別に○を付け、「出生」の場合は「不妊治療によるもの」又は「自然妊娠によるもの」のいずれかに☑を付け、(特定・一般)又は(同居・別居)の別のいずれかに○を付けること。				

(添付書類) 事実婚の場合(①重婚でないことを確認できる書類 ②世帯の状況が確認できる書類 ③事実婚関係に関する申立書)、助成回数のリセットを希望する場合(④出生児の生年月日等が確認できる書類 ⑤死産児の死産の事実が確認できる書類)、⑥その他知事が必要と認める書類)

申請書記載にあたっての留意事項

「不妊に悩む方への特定治療支援事業」の利用の手引をご覧のうえ、記入してください。

- 婚姻種別について
 - ・この申請による助成については、法律上の婚姻関係を要件とはしませんが、婚姻種別により提出書類等が異なるため、その種別について記載して頂きます。
 - ・事実婚の場合の「①重婚でないことを確認できる書類」とは「夫婦の戸籍謄本」等となります。
 - ・「②世帯の状況が確認できる書類」とは「夫婦の住民票(世帯全員)」等となりますが、「別世帯である場合」は、「③事実婚関係に関する申立書」にその理由の記載が必要となります。
 - ・「③事実婚関係に関する申立書」に出生した子について「認知」を行う意向があることの記載が必要です。
- 特定不妊治療助成を受けた後に出産した子等について
 - ・特定不妊治療助成を受けた後に出産した場合、その後に子を得るための治療を行った際に、妻の年齢による助成回数の上限がリセットされますが、出生又は死産(妊娠12週以降に死産した児に限る)により提出書類等が異なるため、その別を記載して頂きます。
 - ・出生の場合の「④出生児の生年月日等が確認できる書類」とは、「出生児の住民票(世帯全員)」及び「出生児の戸籍謄本」等となります。
 - ・死産の場合の「⑤死産児の死産の事実が確認できる書類」とは、「死産届の写し」「母子健康手帳の「出産の状況」ページの写し」「死産証書(死胎検案書)の写し」等となります。
- 添付書類は原則、一緒に提出してください。
- ・申請書や過去の申請書(別紙)に添付した住民票・戸籍等で「事実婚」や「特定不妊治療助成を受けた後に出産した子等の氏名等」の内容が確認できる場合は、その添付書類の省略が可能です。
- 申請書(別紙)に虚偽の記載があった場合、助成金の返還を求められることがあります。

本申請(別紙)で取得した個人情報については、助成に関する事項以外には使用しません。